

# 駒澤大学電気美術研究部 規約

## 第1章 総則

第1条（名称）本会は、電気美術研究部と称する。

第2条（所在）本会は、駒澤大学駒沢キャンパス学生会館2階の部室を活動本部所在地とする。

第3条（活動場所）本会は、音響部・照明部と2つの部署に分かれ活動し、音響部は駒澤大学7号館屋上倉庫、照明部は駒澤大学4号館地下倉庫を主な活動場所とする。

第4条（目的）本会は、様々な行事の音響・照明における後援を通して、経験、社会的能力を鍛えることを目的とする。

第5条（活動内容）本会は学外内のライブ、演劇、公演、お祭りなどの音響・照明分野での後援、また、それらのための各部署での機材などの練習、又はメンテナンスを行う。

## 第2章 会員

第6条（会員条件）本会の会員は、駒澤大学の学生でなければならない。

第7条（入会）本規約の条件を満たす者であれば、本会への入会を原則として認める。ただし、幹事長の承認を必要とする。

第8条（退会）本会は、会員本人の意志で自由に退会することができる。ただし、幹事長に退会理由を伝えなければならない。

第9条（義務）本会員は、次に掲げる各号の義務を有する。

- (1) 年に一度、部費を納入しなければならない。
- (2) 本会の規約を守らなければならない。
- (3) 本会が行う諸団体の行事の後援に積極的に協力しなければならない。
- (4) 本会の活動において、役員による指示があった場合、速やかに行動しなければならない。

第10条（権利）本会員は、次に掲げる各号の権利を有する。

- (1) 本会の諸団体の行事時に正当な理由がある場合、本会の活動を欠席することができる権利を有する。
- (2) 本会の部室、及び第3条の活動場所を利用する権利を有する。

第11条（除名）本会員が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、役員の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 第9条の義務を怠っていると認められた場合。
- (2) 常識より外れた行為を行い、本会の名誉を汚していると認められた場合。
- (3) その他、部員として適当でないと認められた場合。

### 第3章 組織

第12条（総会）総会は原則として本会員をもって組織される本会の最高議決機関であり、年2回幹事長が招集する。また、その議決の事項はすべてに優先する。

第13条（成立要件）総会は、本会員の過半数の出席をもって成立する。

第14条（議決要件）原則として、出席者の過半数の賛成があれば、これを本会の決議とする。

第15条（地位）本会の総会は、役員議決、事業運営報告又はその反省、本会運営に必要な重要事項を審議するものとする。

第16条（臨時総会）本会の幹事長は、次に掲げる場合に臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 顧問及び大学側から要請があった場合。
- (2) 役員によって必要と認められた場合。
- (3) 部員総数の過半数から要請があった場合。

第17条（役員）本会は、原則として次に掲げる役員を置く。

顧問	1名（本学専任の教職員）
幹事長	1名
副幹事長	1名
音響主任	1名
照明主任	1名
音響庶務	1名
照明庶務	1名
会計	1名
渉外	1名
運営担当	1名
合宿担当	1名

第18条（役員職務）

顧問 本会における最終的な責任を負う。

幹事長 本会を代表し、本会全体を統括する。

副幹事長 幹事長を補佐し、幹事長が不在の場合はこれを代行する。

音響主任 音響部を代表し、音響部全体を統括する。

照明主任 照明部を代表し、照明部全体を統括する。

音響庶務 音響主任の指示に従い、音響の活動に必要な書類の提出など雑務を行う。

照明庶務 照明主任の指示に従い、照明の活動に必要な書類の提出など雑務を行う。

会計 本会の運営に必要な部費や、諸団体からの依頼費などを管理する。

渉外 諸団体との交流の場を企画し、本会員に交流の機会を提供する。

運営担当 本会のHPの運営や、SNSの更新などを行う。

合宿担当 本会における合宿を担当、企画する。

第19条（選出）役員は、本会の会員の中から総会によって選出、決定される。

第20条（任期）本会の役員の任期は、原則として1年とする。

第21条（辞任及び解任）本会役員が次の各号のいずれかに該当する場合、役員の議決により、辞任又はその役員を解任することができる。

- （1）一身上の都合により、職務を遂行できないと認められた場合。
- （2）職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった場合。

#### 第4章 会計

第22条（会計年度）本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

第23条（会費）本会の活動資金として、会員から会費年間5000円を徴収する。

第24条（徴収方法）本会の会費徴収方法として、その年の会計の役職に就いた者が6月末を締め切り目安として、本会の現役の会員（1～3年生）本人から直接受け取ることをする。

第25条（臨時会費徴収）本会の活動資金として、会員から臨時に徴収する場合がある。ただし、徴収にあたって幹事長の承認を必要とする。

第26条（会計監査）本会の会計監査は、幹事長の承認を得なければならない。また、高額機材購入時は、両主任の承認も必要とする。

第27条（会計報告）本会の会計報告は、幹事長の承認を得なければならない。また、高額機材購入時は、両主任の承認も必要とする。

#### 第5章 顧問

第28条（顧問の設置）本会は、原則として本大学の教職員から1名を顧問として設置する。また、顧問は本会の最終的な責任を負うものとする。

#### 第6章 附則

第29条（規約改正）本規約は、総会において出席者の過半数の議決を得たときのみ改正することができる。ただし規約改正は幹事長と顧問の承認を得なければならない。

第30条（規約の施行）本規約は、平成26年4月1日より施行する。